

【令和7年4月1日改定】

公益財団法人 佐賀県建設技術支援機構 建築確認事務所

建築確認検査業務等申請手数料表 （単位：円/ 非課税）

別表第1 確認検査申請手数料 【特例有り(法第6条第1項第3号建築物・型式認定住宅)、修繕・模様替】

床面積の合計	手数料の額			
	確認申請	完了検査	中間検査が必要な建築物	
			中間検査	完了検査
30㎡以内	13,000	19,000	-	-
30㎡を超え 100㎡以内	21,000	28,000	-	-
100㎡を超え 200㎡以内	29,000	34,000	29,000	31,000
200㎡を超え 300㎡以内	41,000	41,000	37,000	40,000
300㎡を超え 500㎡以内	51,000	51,000	43,000	46,000

別表第2 確認検査申請手数料 【法第6条第1項第2号建築物（木造で2階以下かつ延べ面積300㎡以内）】

1) 戸建住宅、併用・兼用住宅（非住宅部分は延べ面積の1/2以上又は50㎡超を除く）

床面積の合計	手数料の額			
	確認申請	完了検査	中間検査が必要な建築物	
			中間検査	完了検査
30㎡以内	23,000	26,000	-	-
30㎡を超え 100㎡以内	30,000	30,000	-	-
100㎡を超え 200㎡以内	38,000	42,000	30,000	41,000
200㎡を超え 300㎡以内	53,000	50,000	37,000	49,000
300㎡を超え 500㎡以内	63,000	60,000	43,000	59,000

2) 戸建住宅以外の建築物

床面積の合計	手数料の額			
	確認申請	完了検査	中間検査が必要な建築物	
			中間検査	完了検査
30㎡以内	26,000	28,000	-	-
30㎡を超え 100㎡以内	33,000	32,000	-	-
100㎡を超え 200㎡以内	46,000	44,000	30,000	42,000
200㎡を超え 300㎡以内	56,000	52,000	37,000	51,000
300㎡を超え 500㎡以内	66,000	62,000	43,000	61,000

別表第3 手数料の加算額（確認申請）

審査項目		手数料の額
電子申請		▲1,000
天 空 率		5,000
簡易な構造計算（許容応力度計算）※部分検討を含む		30,000
省エネ基準適合審査 （仕様基準）	戸建住宅	10,000
	長屋・共同住宅	20,000
消防同意		2,000

別表第4-1 手数料の加算額（完了検査）

審査項目	手数料の額
省エネ基準適合検査（住宅・長屋・共同住宅）	5,000
省エネ基準適合検査（非住宅・併用・兼用住宅）	10,000

別表第4-2 遠隔地手数料（完了検査）

対象地域	松島・馬渡島・向島・加唐島・小川島・神集島・高島
加算額	15,000

別表第5 届出等の審査手数料（軽微な変更届）

届出等	手数料の額
軽微な変更届（審査を要する変更）	5,000
軽微な変更届（審査を要しない変更）	-
省エネ適判等に係る軽微な変更（ルートB）	5,000

【工事種別による床面積の算定方法】

- ・ 同一棟増築の場合は、確認申請（計画変更確認申請を除く）に限り、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1/2を加算して手数料を算定します
- ・ 建築物の移転・用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替は、当該建築物の床面積の1/2として別表第1により算定します

【確認申請手数料の加算】

建築確認申請手数料は、別表第1、別表第2のほか必要に応じて別表第3を加算して算定します

- ・ 消防同意が必要な場合の手数料の加算
法第93条による消防同意が必要な場合は、事務手数料2,000円を加算します

【計画変更に伴う床面積の算定方法】

- ・ 計画変更は、変更に係る部分の床面積の1/2（床面積が増加する場合は増加する部分の床面積）で算定します
- ・ 変更内容に応じて手数料を算定しますので別途ご相談ください

【完了検査手数料の加算】

完了検査手数料は、別表第1、別表第2のほか必要に応じて別表第4-1、別表第4-2を加算して算定します

- ・ 省エネ基準適合検査：戸建住宅・長屋・共同住宅 5,000円 非住宅・複合建築物 10,000円
- ・ 遠隔地手数料
遠隔地（別表第4-2）の場合は、15,000円を加算します

【届出等の審査手数料】

- ・ 軽微な変更届が提出された場合の審査手数料は次の通りです
審査が必要な場合： 5,000円 審査が不要な場合： 0 円 ※ 変更内容についてはご相談ください
- ・ 省エネ適合性判定等に係る軽微な変更内容の確認
一定範囲内の省エネ性能が低下する変更（ルートB）に関する軽微な変更： 5,000円

【証明書交付手数料】

- ・ 確認帳簿記載事項証明書の交付：4,000円

別表第6 仮使用の認定申請手数料

仮使用する部分の床面積	手数料の額
100㎡以内	30,000
100㎡を超え 200㎡以内	40,000
200㎡を超え 300㎡以内	50,000
300㎡を超え 500㎡以内	60,000

※着工日が令和7年3月31日以前の場合は、改定前の規程（令和6年5月1日施行）を適用します